

(注) 会議後、下記4点について修正の上、ホームページへ掲載しています。

- ① 条例名を「～(略)～に係る条例」→「～(略)～に関する基準を定める条例」へ変更。括弧書きも削除。
- ② 議事を踏まえ、用語について「最低基準」→「設備運営基準」へ訂正。
- ③ 議事を踏まえ、「2 制定の概要－④保育所(職員配置)」中にあった、保健師又は看護師の配置に係る努力義務規定を削除。
- ④ 暴力団員等の排除に関する条文について、会議後の条例案審査にて他条例と統一することとなったため修正。

佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

1 制定の主旨

- 中核市移行に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定に基づき、本市における児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。)の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を設置するもの。

2 制定の概要

- 中核市移行に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を基礎として条例を策定するもの。
- 条例を定めるにあたっては、【従うべき基準】、【参酌すべき基準】に従う必要がある。

【従うべき基準】

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることはゆるされないもの。

【参酌すべき基準】

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

① 総則

- **基本的に設備運営基準に準じて策定するが、県条例の上乗せ規定を盛り込むほか、暴力団員等の排除条項を追加する。**
 - (職員の知識及び技能の向上等)
 - ・ 職員に対する入所者等の人権擁護、虐待防止等のための研修を実施すること。
 - (職員の健康診断)
 - ・ 調理職員に対しては、健康診断に加え、月に1回以上の検便を行うこと。
 - (暴力団員等の排除)

- ・ 児童福祉施設設置者の代表者の役員、施設長が暴力団、暴力団員等でないこと。
- ・ 児童福祉施設の代表者等が暴力団、暴力団員等の支配又は関与を受けないこと。

② 助産施設

- 「参酌すべき」基準について、異なる内容を定める必要が無いものと整理し、設備運営基準に準じて条例を策定する。

③ 母子生活支援施設

- 基本的に設備運営基準に準じて策定するが、市独自の内容を一部追加する。

(配偶者からの暴力等による被害者への支援)

- ・ 母子生活支援施設の長は、配偶者からの暴力を受けたこと等の理由により入所した母子の安全確保のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・ 母子生活支援施設の長は、前項の母子に対し適切な支援を行うよう努めなければならない。

④ 保育所

- 基本的に設備運営基準に準じて策定するが、県条例の上乗せ規定を追加する。

(職員配置)

- ・ 保育所に嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。
- ・ 乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(保育時間)

- ・ 保育所における保育時間は、1日につき8時間以上11時間以下を原則とする。

(業務の質の評価等)

- ・ 保育所は、保育業務の質の自己評価の結果を公表するよう努めなければならない。

3 施行期日

- 平成28年4月1日から施行する。